

## 2013 年の経過措置期限に関する対応

株式会社ティグレがブロードマインド少額短期保険株式会社の代理店として販売しております「あんしん保障」につきましては、現在、保険業法の経過措置の適用を受け、死亡保険金額 1,500 万円、入院給付金 240 万円までの保険を引き受けておりますが、2013 年 3 月末日でこの経過措置は満了する予定となっております。

法律改正による経過措置の延長、もしくは保険金限度額の引き上げが行われない場合には、死亡保険金額 300 万円、入院給付金 80 万円が上限となります。

しかし、このような場合でもお客様の保障額が削減されないよう、ブロードマインド少額短期保険株式会社では他の保険会社との共同引受など、各種対応を準備しております。

お客様におかれましては、何卒、安心してご加入、ご継続いただきますよう、お願いいたします。

2011 年 2 月 1 日 株式会社ティグレ